

(公 募)

山口市老人福祉館及び山口市山口児童館指定管理者候補者選定結果

- 1 施設の名称 山口市老人福祉館、山口市山口児童館
- 2 指定の期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- 3 指定管理者候補者選定結果
 社会福祉法人 山口市社会福祉協議会
 会長 岩城 精二
 山口市上堅小路89番地1
- 4 指定管理者候補者の概要（目的、事業内容、事業実績等）
 本法人は、山口市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、各種事業の企画、実施等に取り組んでいます。
- 5 募集及び選定の経過
 募集要項・仕様書の決定 令和2年7月9日（木）
 受付期間 令和2年9月7日（月）～令和2年9月23日（水）
 質問書の受付 令和2年8月17日（月）～令和2年9月1日（火）
 選定委員会によるヒアリング及び審査 令和2年10月14日（水）
- 6 指定管理者応募団体
 （1）社会福祉法人 山口市社会福祉協議会
- 7 選定の方法
 （1）選定委員会委員
 中川 孝 山口市健康福祉部長（委員長）
 鈴木 徹行 山口市こども未来部次長
 水津 伸久 山口市高齢福祉課長
 春吉 隆志 山口市こども未来課長
 横山 順一 山口県立大学社会福祉学部准教授
 金子 隆文 山口市自治会連合会
 （2）提出書類の確認
 応募団体からの提出書類については、募集要項に定める応募の資格等を満たし、適正に記載されていることを確認しました。
 （3）応募団体ヒアリング
 応募団体に対し、応募団体ヒアリングへの出席を求め、提案内容等についての説明及び質疑応答を行いました。
 実施日 令和2年10月14日（水）
 場 所 山口市役所 会議室棟C会議室
 要 領 20分以内のプレゼンテーション及び10分間の質疑応答

(4) 審査内容

提案内容の審査については、応募団体の指定申請等書類及びヒアリングの内容を基に、選定委員会において、選定基準（別紙１）に掲げる評価項目ごとに評価を行い、得点総計が総配点総計の６割（基準点）以上であるか審査しました。

８ 選定結果の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	得点（山口市社会福祉協議会）
平等な利用を確保することができるものであること	５	６	３０	２４
施設の効用を最大限に発揮できる能力を有していること	９５	６	５７０	４５５
施設の管理経費の縮減が図られること	５	６	３０	１８
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	２５	６	１５０	１３４
市の施策への貢献が期待できること	２０	６	１２０	９８
総 計	１５０	—	９００	７２９
基 準 点	—	—	５４０	

９ 講評

山口市老人福祉館は、高齢者の自主的で健全な活動を促進し、老人クラブ等の活動の拠点となるとともに、各種教養講座の開催などの施策を進め、高齢者が自由に利用できる高齢者福祉の向上に資する施設として設置しています。

また、山口市山口児童館は、児童に健全な遊びを与えて健康を増進し、情操を豊かにするため、家庭児童の育成など諸般の施策を講じ、児童福祉の向上に資する施設として設置しています。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ、（別紙１）指定管理者候補者選定基準に基づき検討し、審査しました。

審査の結果、山口市社会福祉協議会は市の定める仕様を上回る提案を行われました。

特に、現在の指定管理者として展開している諸事業の継続に加えて、老人福祉館と児童館を併設していることを生かして、多世代交流型の事業を強化し福祉センター祭りを新たに開催するなど、継続性と発展的取組を期待できる提案が高く評価されました。

また、教育施設、行政機関、医療機関、商店街など、本施設近辺の様々な資源を結びつける福祉センター運営協議会を設置し、議論を重ねながら事業を展開するという提案は、施設の活動基盤を強化し、効果的な事業運営につながると期待されました。

さらに、運営実績及び財政的基盤の点でも高い評価を受け、施設の適切な管理運営を安定して行う能力があると判断されました。

以上の点を踏まえ、審査基準に従って社会福祉法人山口市社会福祉協議会を山口市老人福祉館及び山口市山口児童館の指定管理者の候補者として選定します。

別紙 1 指定管理者候補者選定基準

評価項目		評価の視点	配点
大項目(選定基準)	小項目		
(1) 平等な利用を確保することができるものであること		・利用許可等にあたり、一部の利用者に対して、正当な理由なく利用を拒んだり、優遇する恐れはないか。 ・事業内容の中に、一部の利用者や団体に対して、不当な優遇や制限をしたりするものがないか。	5 点
(2) 施設の効用を最大限に発揮できる能力を有していること	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の運営目的を反映した運営方針となっているか。	5 点
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	年間計画（老人福祉館）	10 点
		年間計画（児童館）	10 点
		主な事業内容（老人福祉館）	20 点
		主な事業内容（児童館）	20 点
		施設活用の工夫	10 点
		利用促進の取組み	20 点
(3) 施設の管理経費の縮減が図られること	事業運営は効率性があり、経費は効果的に使用されていること	・経費縮減が図られているか。 ・経費の積算は適切になされているか。	5 点
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	同種施設、類似施設での運営実績があること	・老人福祉館、児童館をはじめとする高齢者福祉施設、児童福祉施設の運営実績があるか。	10 点
	人材育成のための取り組みがなされていること	・研修計画や人材育成方針に沿った取り組みがなされているか。	5 点
	安定した運営を行うための財政的基盤	・事業者の財務状況は健全であるか。	5 点
	利用者の安全を確保するための方策が適切であること	・適切な安全管理体制や防災対策が取られているか。 ・事故、災害、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	5 点
(5) 市の施策への貢献が期待できること	地域の人材や資源を活用した事業展開となっていること	・地域の実情に応じた地域連携事業の取組がなされているか。	10 点
	市の施策をふまえた事業提案があること	・事業者独自の取組みが市の施策へ貢献しているか。 ・老人福祉館、児童館だけでなく、放課後児童クラブ等の他事業と連携した取組みが提案されているか。	10 点
		合計	150 点